

令和5年度

菰野町下水道事業会計補正予算(第2号)

三重県三重郡菰野町

令和5年度菰野町下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和5年度菰野町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和5年度菰野町下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(公共下水道事業)			
(4)主要な建設改良事業			
ア. 汚水管渠整備費	1,118,783千円	△28千円	1,118,755千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款	下水道事業収益	△1,671千円	1,359,257千円
第1項	営業収益	△1,671千円	666,433千円
	支	出	
第1款	下水道事業費用	8,106千円	1,353,904千円
第1項	営業費用	2,178千円	1,202,760千円
第2項	営業外費用	5,928千円	142,144千円

(資本的支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつこ書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「470,376千円」は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「45,598千円」、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金「424,778千円」で補てんするものとする。)に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款	資本的支出	△28千円	1,958,577千円
第1項	建設改良費	△28千円	1,163,845千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加	事項	期間	限度額
	特定環境保全公共下水道事業 (令和6年度 汚水管渠整備工事)	令和6年度	280,000

(単位:千円)

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	93,151千円	1,634千円	94,785千円

令和5年12月4日 提出

菰野町長 諸岡高幸

令和 5 年度 菰野町下水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画明細

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			1,360,928	△ 1,671	1,359,257
	1 営業収益		668,104	△ 1,671	666,433
		3 受託事業収益	101,902	△ 1,671	100,231

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			1,345,798	8,106	1,353,904
	1 営業費用		1,200,582	2,178	1,202,760
		5 受託事業費	96,700	△ 1,671	95,029
		6 業務費	28,911	1,087	29,998
		7 総係費	61,024	2,762	63,786
	2 営業外費用		136,216	5,928	142,144
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	133,816	5,928	139,744

資本の支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出			1,958,605	△ 28	1,958,577
	1 建設改良費		1,163,873	△ 28	1,163,845
		1 汚水管渠整備費	1,130,195	△ 28	1,130,167

(単位：千円)

節		備 考
区 分	金 額	
その他受託事業収益	△ 1,671	その他受託事業収益

(単位：千円)

節		備 考
区 分	金 額	
委託料	△ 1,671	道路施設整備測量設計等業務委託
委託料	1,087	水道料金システム等改修委託
給料	631	給料
手当	898	期末手当ほか
法定福利費	1,233	共済組合負担金ほか
企業債利息	5,928	企業債利息

(単位：千円)

節		備 考
区 分	金 額	
給料	△ 411	給料
手当	△ 479	期末手当ほか
法定福利費	△ 238	共済組合負担金ほか
修繕費	1,100	管渠等修繕

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	備考
		報酬	給料	期末手当	期末手当 年間支給 率	その他手 当	計			
補正後	長等									
	議員									
	その他	20	280				280		280	
	計	20	280				280		280	
補正前	長等									
	議員									
	その他	20	280				280		280	
	計	20	280				280		280	
比較	長等									
	議員									
	その他									
	計									

2. 一般職

(1) 会計年度任用職員等以外

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	11	38,870	29,951	68,821	19,564	88,385	
補正前	11	38,938	29,585	68,523	18,639	87,162	
比較		△ 68	366	298	925	1,223	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	単身赴任手当
	補正後	1,140	270	8,489	7,116	
	補正前	1,098	425	8,303	6,942	
	比較	42	△ 155	186	174	
	区分	住居手当	時間外手当	管理職手当	特殊勤務手当	児童手当
	補正後	949	9,000	581	165	1,020
	補正前	949	9,000	581	165	900
	比較					120
	区分	地域手当	管理職特別手当			
	補正後	1,221				
	補正前	1,222				
	比較	△ 1				

(2) 会計年度任用職員等

(単位:千円)

区分	給与費				共済費	合計	備考
	報酬	給料	職員手当	計			
補正後		4,107	789	4,896	1,504	6,400	
補正前		3,819	736	4,555	1,434	5,989	
比較		288	53	341	70	411	

職員 手当 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	期末手当	住居手当	時間外手当
	補正後			24	540	100
	補正前			24	496	100
	比較				44	
	区分	特殊勤務手当	児童手当	地域手当		
	補正後	1		124		
	補正前	1		115		
	比較			9		

(3) 会計年度任用職員等以外の給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	△ 68	給与改定に伴う増減分	275		給与改定の状況 給料表の改定 平均 +1.1% 改定の実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 343		
職員手当	366	制度改正に伴う増減分	477	給与改定に基づき 改定実施	期末手当 239 勤勉手当 229 地域手当 9
		その他の増減分	△ 111		対前年度増減

(4) 会計年度任用職員等以外の給料及び職員手当の状況

(ア) 職員1人当たりの給与

区 分		行政職(一)	行政職(二)
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	318,100	
	平均給与月額(円)	374,822	
	平均年齢(歳)	43.4	
令和5年4月1日現在	平均給料月額(円)	318,000	
	平均給与月額(円)	419,379	
	平均年齢(歳)	42.7	

(イ) 初任給

(単位:円)

区 分	行政職(一)	行政職(二)	国 の 制 度	
			行政職(一)	行政職(二)
高校卒	170,900		166,600	
大学卒	196,200		196,200	

(ウ) 級別職員数

区 分	行 政 職 (一)			行 政 職 (二)		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年11月1日現在	7級			5級		
	6級	1	9.1	4級		
	5級	1	9.1	3級		
	4級	3	27.3	2級		
	3級	6	54.5	1級		
	2級					
	1級					
	計	11	100.0	計		
令和5年4月1日現在	7級			5級		
	6級	1	9.1	4級		
	5級	1	9.1	3級		
	4級	3	27.3	2級		
	3級	6	54.5	1級		
	2級					
	1級					
	計	11	100.0	計		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職(一)	参事又は困難な業務をつかさどる課長、検査監若しくは企画監の職務	課長、検査監又は企画監の職務	課長補佐又は主幹の職務	係長又は副主幹の職務	主査の職務	主任主事の職務	1 主事の職務 2 主事補の職務

(エ) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算	備 考
	6月分(月分)	12月分(月分)			
補正後	2.20	2.30	4.50	有	
補正前	2.20	2.20	4.40	有	
国の制度	2.20	2.30	4.50	有	

(オ) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 上限3%加算
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 上限3%加算

(カ) その他手当

区 分	国の制度との差異	差異の内容	
扶養手当	同 じ		
通勤手当	同 じ		
地域手当	同 じ	菰野町の制度	3%
		三重県の制度	4.7%
		国の制度	3%
住居手当	異なる	自宅に係る手当月額	3,400円
		国の制度	0円

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	下水道 使用料等	受益者 負担金等
口座振替データ伝送分割統合業務委託	270			令和5年度から 令和7年度まで	270	270	
排水設備等設置資金融資あっせんに伴う利子補給金(令和4年度分)	菰野町排水設備等 資金融資あっせん 及び利子補給金交 付要綱に定める額			令和5年度から 令和9年度まで	限度額に同じ	限度額内	
排水設備等設置資金融資あっせんに伴う利子補給金(令和5年度分)	菰野町排水設備等 資金融資あっせん 及び利子補給金交 付要綱に定める額			令和6年度から 令和10年度まで	限度額に同じ	限度額内	
特定環境保全公共下水道事業 (令和5年度 汚水管渠整備工事)	350,000			令和5年度	350,000		350,000
特定環境保全公共下水道事業 (令和6年度 汚水管渠整備工事)	280,000			令和6年度	280,000		280,000